

2019年7月開催

## 認定電気工事従事者認定講習のお知らせ

(一財)電気工事技術講習センター 実施

### 第二種電気工事士の方へ！ 電気工事の施工範囲をご存知ですか？

#### 第二種電気工事士が行える電気工事の範囲（概要）

一般住宅や小規模な店舗、事務所などのように、電力会社から低圧（600V以下）の電圧で受電する場所の配線や電気使用設備等の電気工作物（一般用電気工作物）の設置又は変更工事です。

ビル、工場等の発電・変電設備・需要設備等の自家用電気工作物の電気工事は勿論のこと、ビル等の自家用電気工作物の低圧部、例えば配線器具の設置工事もできません。



**しかしながら！！**

**認定電気工事従事者**の認定証の交付を受けると、最大電力500kW未満の需要設備(自家用電気工作物)の電気工事のうち、600V以下の電気工事(簡易電気工事)を行うことができます。

#### 認定電気工事従事者認定講習の受講であなたも

#### 『認定電気工事従事者』の資格が取得できます！！



\* 本講習受講後、講習終了証等を添え、住所地を所管する産業保安監督部に認定申請することにより、認定証が公布されます。

(本講習の詳細は一般財団法人電気工事技術講習センターのホームページ

<http://www.eei.or.jp/approval/>)

○開催日時： 2019年7月23日（火）10:00～17:00

○場 所： 石川県金沢市

受付期間：2019年4月1日(月)～4月19日(金)

申込方法：①インターネット(4月1日より申込み可能)

②申込書をダウンロードして郵送（上記講習センターホームページからダウンロード  
(4月1日よりダウンロード可能)）

③申込書を請求し郵送（所定の返信用封筒を入れ、講習センターへ郵送にて申込書をご請求  
いただき、(申込書発送は3月下旬)申込書受領後、申込書を郵送(4月1日より申込み可能)）

②、③での申込書は、(一財)電気工事技術講習センターへお送りいただき受付いたします。

※認定講習のお申し込み、お問い合わせは…

(一財)電気工事技術講習センター TEL:03-3435-0897

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2 6東洋海事ビル4階